

『関西みらい「TIMO」取引に関する特約』新旧対比表

改定前	改定後
<p>関西みらい「TIMO」取引に関する特約 以下の関西みらい「TIMO」取引に関する特約は、関西みらい「TIMO」をご利用のお客さまに適用されます。</p> <p>1.(TIMO普通預金にかかる特約)</p> <p>(1)~(2) 省略</p> <p>(3)本預金については、原則 ATM <u>またはマイゲート</u>でお取引きいただきます。</p> <p>(4) 省略</p> <p>2.(定期預金等にかかる特約) (1)本預金を振替指定口座として、マイゲート<u><追加></u>で口座開設する円貨定期預金、円貨積立式定期預金、外貨普通預金、外貨定期預金(<u><追加></u>以下「定期預金等」といいます)については、通帳を発行いたしません。但し、振替指定口座が解約された場合には、同時に定期預金等について本条の適用がなくなり、通帳を発行します。この場合、手数料は不要です。</p> <p><u>〈項目追加〉</u></p>	<p>関西みらい「TIMO」取引に関する特約 以下の関西みらい「TIMO」取引に関する特約は、関西みらい「TIMO」をご利用のお客さまに適用されます。</p> <p>1.(TIMO普通預金にかかる特約)</p> <p>(1)~(2) 省略</p> <p>(3)本預金については、原則 ATM、<u>マイゲートならびに、りそなグループアプリ</u>でお取引きいただきます。</p> <p>(4) 省略</p> <p>2.(定期預金等にかかる特約) (1)本預金を振替指定口座として、マイゲート<u>およびりそなグループアプリ</u>で口座開設する円貨定期預金、円貨積立式定期預金、外貨普通預金、外貨定期預金(<u>上記4科目の預金を併せて、</u>以下「定期預金等」といいます)については、通帳を発行いたしません。但し、振替指定口座が解約された場合には、同時に定期預金等について本条の適用がなくなり、通帳を発行します。この場合、手数料は不要です。 (2)<u>りそなグループアプリで無通帳への切替に同意のうえ、お申込みいただいた</u>場合には、<u>無通帳への切替以降、本預金を振替指定口座とする定期預金等の通帳は使用できなくなります。但し、振替指定口座が解約された</u>場合には、<u>同時に定期預金等について本条の適用がなくなり、通帳を発行</u></p>

(2)定期預金等については、原則マイゲート<追加>でお取引きいただきます。

ATMでのご利用はできません。

(3)この外貨普通預金については、「ATM 外貨預金振替サービス」のご利用はいただけません。

(4)定期預金等が以下に該当する場合は、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、本預金のキャッシュカードとともにご提出ください。

なお、預金者本人を確認できる当社所定の資料を併せてご提出いただく場合もあります。

①当社の店頭で払戻しする、または解約する、または書替継続するとき

②定期預金等の利息を指定口座へ入金できないとき

③中間利息定期預金を定期預金とともに解約もしくは書替継続するとき

④中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するとき

(5)定期預金等が以下に該当する場合は、通帳に代えてキャッシュカードをご提出ください。

①定期預金等を店頭で預入れするとき

②受け入れた証券類が不渡りになったとき

③借入金等の債務と相殺するとき

(6)定期預金等は、本特約に別段の定めのある場合を除き、ゆとりの通帳規定集に収録された各定期預金規定および外貨普通預金規定、外貨定期預金規定(自動継続)《通帳制》、外貨定期預金規定(非自動継続、自動解約入金)《通帳制》(以下、これらを「定期預金等規定」という)を適用します。

(7)定期預金等規定における利率、満期日、中間利払利率、中間利払日、通貨等については、マイゲートの定期預金明細照会または外貨定期預金預入明細照会等にて表示されます。なお、定期預金種類の別による上記

します。この場合、手数料は不要です。

(3)定期預金等については、原則マイゲートやりそなグループアプリでお取引きいただきます。

ATMでのご利用はできません。

(4)通帳が発行されていない外貨普通預金については、「ATM 外貨預金振替サービス」のご利用はいただけません。

(5)定期預金等が以下に該当する場合は、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、本預金のキャッシュカードとともにご提出ください。

なお、預金者本人を確認できる当社所定の資料を併せてご提出いただく場合もあります。

①当社の店頭で払戻しする、または解約する、または書替継続するとき

②定期預金等の利息を指定口座へ入金できないとき

③中間利息定期預金を定期預金とともに解約もしくは書替継続するとき

④中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するとき

(6)定期預金等が以下に該当する場合は、通帳に代えてキャッシュカードをご提出ください。

①定期預金等を店頭で預入れするとき

②受け入れた証券類が不渡りになったとき

③借入金等の債務と相殺するとき

(7)定期預金等は、本特約に別段の定めのある場合を除き、<削除>各定期預金規定および外貨普通預金規定、外貨定期預金規定(自動継続)《通帳制》、外貨定期預金規定(非自動継続、自動解約入金)《通帳制》(以下、これらを「定期預金等規定」という)を適用します。

(8)定期預金等規定における利率、満期日、中間利払利率、中間利払日、通貨等については、マイゲートの定期預金明細照会または外貨定期預金預入明細照会等にて表示されます。なお、定期預金種類の別による上記

項目の読替については、マイゲートの所定のページに記載します。<追加>

3.(取引内容の確認)

(1)～(2) 省略

4.(変更等)

(1)～(2) 省略

以 上
(2020年4月1日現在)

項目の読替については、マイゲートの所定のページに記載します。一部の定期預金等については、りそなグループアプリでもご確認いただけます。

3.(取引内容の確認)

(1)～(2) 省略

4.(変更等)

(1)～(2) 省略

以 上
(2021年2月18日現在)